

## 郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託仕様書

### 1 業務名

郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託

### 2 業務の目的

本市は国土交通省が進める図柄入りナンバープレートの令和9年度導入を目指しており、令和8年秋に予定されている導入申請・図柄提案に向けて準備に取り組んでいる。

本業務は、郡山市を象徴的に示す視覚的な図柄入りナンバープレートの図柄選定に必要なデザイン案の制作を目的とする。

※制作されたデザイン案は、アンケートを経て国土交通省への提案デザインとして決定し、同省による視認性確認等の手続きを経た後、正式導入となる予定である。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から令和8年9月4日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 郡山版図柄入りナンバープレートのデザインコンセプト

郡山版図柄入りナンバープレートのデザインコンセプトを1つ制作する。

コンセプトは本市に関係するロゴマークやウェブサイト等を参考に「走る広告塔」である図柄入りナンバープレートとして、市内外の多くの方に親しまれ、かつ本市の魅力やイメージを広く発信可能なコンセプトとすること。

特に、デザインコンセプトは郡山市が平成20年3月24日に、「音楽都市」を宣言したことを踏まえた内容とすること。

デザインコンセプトの参考として以下のロゴマークや市ウェブサイトを示す。

楽都郡山ロゴマーク	原付バイクご当地ナンバープレート	郡山市制施行100周年記念ロゴマーク
		

- ・郡山市ウェブサイト「郡山市はこんなまち」
- ・郡山市ウェブサイト「原付バイクご当地ナンバープレート」
- ・郡山市ウェブサイト（音楽都市こおりやま）「History 歴史」

#### (2) 郡山版図柄入りナンバープレートのデザインの制作

(1) にて制作したデザインコンセプトを踏まえ、市内外へ郡山市の魅力やイメージを広く発信・PR をすることが可能な図柄入りナンバープレートのデザインを3案制作すること。

最終的なデザイン（3案）は発注者と協議の上、決定する。

なお、制作にあたっては、国土交通省が定める以下のガイドライン等に準拠すること。

<主なガイドライン等>

- ・地方版図柄入りナンバープレート導入要綱
- ・ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン
- ・別紙 図柄入りナンバープレート データ作成について

※上記ガイドライン等は本業務履行期間中に追加・改定される場合があるが、それぞれ最新版に準拠すること。

### (3) 図柄入りナンバープレートデザイン案に係る市民アンケートの実施

(2) において制作・決定した3案について、ウェブ上 (Google フォーム等) においてアンケートフォームを作成し、3案について2～4週間程度アンケート調査を行い、デザイン案の順位を決定する。

アンケートの設問は以下の項目を想定しているが、詳細は別途協議のうえ決定する。

- ・年代
- ・性別
- ・自動車保有の有無
- ・居住地 (市内・外)
- ・郡山版図柄入りナンバープレートとして相応しいデザイン (1つのみ選択)

また、アンケートフォームの作成、アンケートフォームの管理、結果集計等に要する経費については、すべて受注者にて負担すること。

なお、アンケートに関する周知及びアンケートフォームへの誘導は発注者が行う。

## 5 成果品

以下の成果品を9月4日 (金) までに提出すること。なお、詳細は、協議の上決定する。

### (1) 成果品の提出

ア 「4 業務内容 (1) 及び (2)」で制作したデザインコンセプト及びデザイン (案) について、以下により提出すること。

- (ア) デザインコンセプト及びデザイン (案) 3部 (原本・副本・国土交通省申請時提出用)
- (イ) 色見本となる印刷物 3部 (原本・副本・国土交通省申請時提出用)
- (ウ) (ア) 及び (イ) の電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) 3部 (原本・副本・国土交通省申請時提出用)

イ 「4 業務内容 (3)」で実施したアンケート調査の結果について、以下により提出すること。

- (ア) アンケート調査集計結果 3部 (原本・副本・申請時提出用)
- (イ) 上記 (ア) アンケート調査集計結果の電子媒体 (CD-ROM 又は DVD-ROM) 3部 (原本・副本・国土交通省申請時提出用)

### (2) 成果品のデータ形式

ア 「4 業務内容 (2)」にて制作したデザイン (案)

- ・ AI 形式
  - ・ PDF 形式
  - ・ 画像形式 (JPEG、GIF 又は PNG)
- イ 「4 業務内容 (3)」にて実施したアンケート調査の結果
- ・ Excel

(3) 著作権等

ア 受注者は、成果品について、発注者が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

なお、成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受注者が行い、その経費は委託料に含むものとし、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。

イ 成果品に関して受注者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡するものとする。

受注者は、当該権利を、発注者以外の第三者に譲渡してはならない。

ウ 受注者は、成果品が、第三者の著作権、商標権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、当該成果品が第三者の権利を侵害し、原著作物著作者等と受注者及び発注者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責は、受注者が負うこととする。

(4) 提出先・納品場所

郡山市都市構想部総合交通政策課

6 適正な業務の実施に関する事項

(1) 提出書類

ア 委託契約締結後

- (ア) 工程表
- (イ) 業務責任者等通知
- (ウ) 業務着手届

イ 業務完了後

業務完了届

(2) 業務責任者の選任

受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

(3) 指示事項の対処

業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するも

のとする。

(4) 法令等の遵守

受注者は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 秘密の保持

受注者は、業務実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。  
契約終了後も同様とする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。  
ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

7 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、本業務を適性かつ円滑に施行するため、業務の遂行について随時報告を行い、発注者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。
- (2) 本業務に関する打合せ等を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ等に要する移動等の経費については、すべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務により得られた成果物及び資料、情報などは、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行にあたり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 制作したデザインについては、令和 8 年度中に図柄入りナンバープレートとして国土交通省へ申込及び提案を行う予定であるが、9月4日(金)以降、国土交通省による視認性確認等において、デザインの修正が生じる可能性があることから、その場合において対応ができるようにし、その経費は委託料に含むものとする。

8 疑義等の決定

本仕様書に定めのないものについては双方協議の上、決定する